

(1) 計画書全体に対する意見

意見番号	主な該当頁※	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
1	—	○40%もの緑地が確保されており、これらは称賛に値する。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
2	—	○山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉とした基本理念やまちづくり条例等の総体的な見直し【改正大綱】に明言されている「市民、事業者、市の協働によるまちづくりを一層充実させるため」の緑の基本計画にしていきたいと考えます。	○このたびの改訂では、緑の基本計画が実現途上にある計画であるとの認識のもと、計画の基本理念や緑の将来都市像等の基本的方針を継承しています。
3	—	○「鎌倉市緑の基本計画(素案)」は非常に充実したものになっている。 ○保全の実態に裏付けられ、机上の計画でないところがすばらしい。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
4	—	○一般的に、30年先・50年先も現状の緑が喪失されないような計画が策定されていると評価する。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。

(2) 計画の位置づけなど(主に序章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
5	2・5	○市の総合的ビジョンの上に具体的な事業へ、極めて現実的な時系列計画を立てること。そのために市民は協力を惜しまない。	○緑の基本計画は、市の総合計画に示したまちづくりの目標を実現するための、緑部門のマスタープランとして、都市緑地法に基づき策定しています。 ○このたびの改訂では、市民(企業・NPO団体等含む)をはじめ、関係自治体などとの連携を更に強くして、計画の実現に取り組む方針を示しています。
6	2・5	○「緑の基本計画」が、都市計画をコントロールできる「あたらしい鎌倉方式」をつくるべき。	○緑の基本計画は、市の総合計画に示したまちづくりの目標を実現するための、緑部門のマスタープランとして、都市緑地法に基づき策定しています。 ○引き続き、都市緑地法に沿って、都市マスタープランに即した上で、環境基本計画、景観計画等と連携して、豊かなまちづくりに努めます。
7		○開発行為は、「都市マスタープラン」と「緑の基本計画」の理念によって検証され、理念によって修正もする、という本来そうあるべき強い行政意志が随所で示されることがない。	○引き続き、都市緑地法に沿って、都市マスタープランに即した上で、環境基本計画、景観計画等と連携して、豊かなまちづくりに努めます。

※ この資料で示すページは、新たに示す「緑の基本計画」(案)における記載頁です。

(3) 本市の緑の特徴など(主に第 I 編第 1 章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
8	23	○法的制度適用の推移の、それぞれの面積を明示し増加している実態を数値で示した方が分かり易い。	○法制度適用の推移図に、市域に対する制度適用面積の割合を記載しました。
9	31・39	○海岸線の緑は、独立した項にし、特別な配慮が必要だと考える。 ○防風や防砂、防潮など防災だけでなく修景やみどりの生態系の上でも重要である。海岸線の緑は大規模な津波に対しても効果がある。 ○防災の機能等でも、緑の機能に言及すべき。	○海岸線の緑も内陸部の緑も一連のつながりを持つものとして、区別なく評価しています。 ○第 I 編第 2 章の「鎌倉市がめざす緑」(P35～)で、緑の機能として、生物多様性保全の機能、防災の機能についても記述しています。 ○また、P68～72 の「安全を高める緑」で、東日本大震災も踏まえた記載の補強をしました。

(4) めざす緑の考え方など(主に第 I 編第 2 章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
10	40	「鎌倉市の流域と水系の構成」について(P167 も同様)河川名の記載が限られています。すべての河川を網羅して記載すべき。	○図を修正し、図の大きさに合わせて、可能な限り河川名を表示します。
11		○地図上で殿入川の実線が仲ノ坂交差点付近で終わっていて、現状と誤差があるように感じます。	○図を修正します。
12	46	○「重要な歴史文化資源と結びついた緑の保全」のなかで玉縄一帯の緑の保全がとりあげられたことは評価する。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
13	68	○擁壁の写真が載り、写真に景観に関するコメントが付き、問題意識の喚起となっており一定の評価ができる。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
14		○さらに、「急傾斜地の安全のための方策については安全性と景観や緑の保全等を全うする手法、構法の検討が重要な課題となっている」と本文中に書き込むべき。	○急傾斜地崩壊危険区域における防災工事について、「景観形成を踏まえた上で、工法についての調整を図る必要がある」旨を追記しました。
15		○歴史的自然の考え方からいうと「玉縄の緑の龍脈」という大きなネットワーク再形成をめざす保全計画にしておくべき。	○緑の基本計画では、ネットワークの形成、緑の質の充実の視点から、市の流域と水系の構成を把握して、緑の機能を踏まえた上で、緑を評価し、緑の将来都市像を明らかにしています。

(5) 施策展開の構成など(主に第Ⅱ編第1章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
16	89	○歴史文化を守る緑の施策の「緑地の持続性」の項に、緑地の持続性を向上させるとある。これこそ今後、緑の行政が市政のなかでリーダーシップをもって進めるべきテーマである。	○このたびの改訂でも、「緑地の確保」を含むリーディング・プロジェクトを継承しており、引き続き、緑地の持続性の向上に、積極的に取り組みます。

(6) 計画実現性向上の取り組みなど(主に第Ⅱ編第2章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
17	106-107	○ネットワーク形成を緑保全の重点施策として取り上げたのは大いに結構なことである。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
18		○個々の緑の塊が細々とでも次の緑の塊とつながりを持たせることが大切である。	○このたびの改訂では、市街地部分に広く緑の創造に係る法制度の適用の方針を示しており、より担保性の高い市街地での緑の創造に努める考えです。

(7) 制度・事業の内容と方針など(主に第Ⅱ編第3章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
19	114	○特別緑地保全地区制度は、単なる緑の「凍結」「放置」のための制度になりかねない ○特別緑地保全地区に指定されると、樹木の世話も、下枝刈りも、下草刈りもできなくなってしまうので、緑地の開発は防げても、緑の保全はできない。 ○樹木の保全は行政による5年に1回程度の整備などで、できるものではないのは自明のことである。	○緑の質の充実は、平成18年の緑の基本計画改訂で、リーディング・プロジェクトに位置づけており、今後も関連施策の推進に努めます。 ○特別緑地保全地区制度は、緑地を凍結的に保全する制度ですが、地区内の樹木の管理行為を妨げるものではありません。 ○緑地指定、緑政保全契約による奨励金交付等とともに、引き続き、古都鎌倉の緑の知識の普及、並びに緑に対する意識の高揚に努めます。
20		○特別緑地保全地区という、硬直した制度(もしくは制度運用は)即刻改め、市民が自分たちの緑を保全するという意識に立って常時整備に当たれるような「協働整備」の仕組みにあらためるべき。	○緑のレンジャーをはじめ、公園愛護会、街路樹愛護会などは、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図ることを検討することとしています。

意見 番号	主な 該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
21	116	○市民緑地制度を取り入れたからには、より積極的な活用に道をひらいて頂きたい。	○ホームページの充実などにより、市民への制度の周知に努めます。 ○市民緑地契約制度は、引き続き緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地、保全配慮地区での活用の方針を示しました。
22		○市民農園は、生産緑地の活用で、「市民農園(個人経営)」も今年オープンするので、「市民農園(市直営)」に限定しない記述をしていただきたい。	○緑の基本計画制度で示す、緑地の保全及び緑化の推進に関する措置は、農地を対象としないものです。 ○実績として個人経営の市民農園が開設された場合、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」の中で、実績を公表する考えです。
23		○まちづくり条例改正で小規模連鎖開発の規定が変わる所から、駆け込みの農地転用と思われる案件も出始めている。ぜひ、緑の基本計画で位置づけて保全してもらいたい。	○緑の基本計画制度で示す、緑地の保全及び緑化の推進に関する措置は、農地を対象としないものです。 ○鎌倉市緑の基本計画では、平成8年の当初計画の策定以来、保全すべき緑地を明らかにし、法制度の適用による緑地の確保に努めており、引き続き保全対象としている緑地の確保に努めます。
24	118	○長期的なまちづくり計画の協力、特別緑地の整備、市民緑地の整備などは、地域市民が地域のために知恵を出し、汗をながす課題である。	○このたびの改訂では、「市民の素敵な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性」を検討し、市民の発意と行政の連携で豊かなまちづくりに結び付けていく施策・事業の方向性を明らかにしました。 ○緑のレンジャーをはじめ、公園愛護会、街路樹愛護会などは、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図ることを検討することとしています。 ○また、市民緑地の管理については、「市民緑地愛護会」制度による、市民緑地愛護会の育成に努める方針を示し、制度に沿って緑化推進団体の育成に努めます。

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
25	118	○緑の基本計画以外の地の保全については、開発以前に自主まちづくり等の計画を考える市民も少ないため、紛争が起こる。計画以外の緑を市民が買い取る制度については、引き続き他市・外国の先進事例を参考に研究を進められることを希望する。	○鎌倉市緑の基本計画では、平成8年の当初計画の策定以来、保全すべき緑地を明らかにし、法制度の適用による緑地の確保に努めており、引き続き保全対象としている緑地の確保に努めます。 ○このたびの改訂では、「市民の素敵な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性」を検討し、市民の発意と行政の連携で豊かなまちづくりに結び付けていく施策・事業の方向性を明らかにしました。
26	119	○市民公募債は、前は利率が良すぎて即完売でした。市の財源になるよう利率を下げての募集をし、市民の緑保全の意思を表してもらいたい。	○過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。
27	124	○山ノ内の保全配慮地区を都市緑地として整備したいという計画は、進めていただきたい。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
28	131	○緑地管理は既存の市民ボランティアに頼る時代ではないと思う。	○緑のレンジャーをはじめ、公園愛護会、街路樹愛護会などは、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図ることを検討することとしています。
29	132	○緑地管理機構を作るという計画には、若者や障害者の就労を視野に入れたものにすべき。	○東京都、世田谷区、神奈川県など5団体しか緑地管理機構を指定していないため、先進事例の研究に努めます。
30	134	○環境省が指定している要注外来植物は、生態系を損なうことが指摘されているので、古都の生態系を損ねることがないように、市民への情報提供と周知が必要である。 ○風致地区の意味すら理解せずに生活している住民もいる。	○引き続き緑の情報提供の充実に努めます。
31	135	○樹木コンテストを昨年行なったので、その取組みも記述した方がよい。	○個別の取り組みと成果・実績は、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進)」に記載する方針です。(平成22年度版に記載済みです。)

(8) 特定地区の保全・整備・緑化の方針など(主に第Ⅱ編第4章に関する内容)についての意見

○意見はいただきませんでした。

(9) 地域別の方針など(主に第Ⅱ編第5章に関する内容)についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
32	167	○流域に着目しての記述は大いに評価する。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
33		○従来の基本計画にはなかった「緑と川の関係」が項目立てられ、計画書が見直し概要1から素案に至るまで相当に進化してきたことに大いに敬意を表します。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
34	168	○緑の現況には、水の中のみどり水草や海藻についても記述すべき。	○緑の基本計画でいう「緑」には、水辺地なども含んでいます。
35		○流域沿いには貴重な緑地が存在しており、そのような緑の保全に筋道をつけるために、保全配慮地区に指定すべき。	○このたびの改訂では、緑の基本計画が実現途上にある計画であるとの認識のもと、計画の基本理念や緑の将来都市像等の基本的方針を継承しています。 ○流域ごとの緑の配置の方針に、「流域を構成する地域の個性の維持」を方針としており、「市民の発意と行政の連携による緑地保全の方向性」に沿った検討を行う方針です。
36	181	○鎌倉山等の市街化調整区域への対策として、強力な開発規制の網をかぶせて行くよう、強く要望する。 ○例えば鎌倉山特別緑地保全地区の指定等の対策をとるように検討されたい。	○鎌倉市緑の基本計画では、平成8年の当初計画の策定以来、市街化調整区域も含めて、保全すべき緑地を明らかにし、法制度の適用による緑地の確保に努めており、引き続き保全対象としている緑地の確保に努めます。 ○新たな制度の提案により、市民の発意と行政の連携による緑地保全の方向性を明らかにしているため、制度運用の中で、市民からの提案を踏まえた検討を行います。
37	188	○玉縄の永続的な緑の保全形成は「特別緑地保全」制度に期待し、城址周辺の特別緑地保全地区の指定範囲をさらに拡大して進めて頂きたい。	○緑の基本計画実現に向けたご支援と受け止めさせていただきます。
38		○玉縄地域では、城址周辺、とくに七曲坂尾根道、桐ヶ谷戸池周辺、龍寶寺裏山など、特別緑地保全の指定と併行して市民緑地指定をめざす、これが我々の中長期的まちづくりのビジョンです。	○玉縄地域(柏尾川右岸流域)では、引き続き、特別緑地保全地区制度を主とした規制の厳しい緑地保全に係る法制度の適用などにより、鎌倉市の玄関口を印象付ける重要性の高い斜面樹林の保全を図る方針です。 ○市民緑地契約制度は、引き続き緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区での活用の方針を示しています。

(10) 主に資料編に関する内容についての意見

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
39	194	○緑の現況に関する基礎資料に、何らかの河川に関する数字が盛り込まれるべきと考えるので、検討されたい。	○都市計画基礎調査による河川面積について、「都市特性と緑の現況・特徴」として説明(P12)していますが、今後、毎年の「鎌倉市のみどり」の公表の中で、資料としての記載を検討します。

(11) その他の意見

意見番号	意見の要旨	意見に対応する記載内容・対応方針
40	<p>○大規模開発も法に則っているという理由だけで肅々と進み、市民の条件整備の声も開発審議会の声も殆ど届かなかった。</p> <p>○グリーンマネジメントの対象に大規模開発を組み入れるべき。その条件下で開発は納得づくで進めるべき。</p> <p>○緑の保全形成もまちづくりだ、という基本認識が鎌倉の開発行政には欠落しているのではないか。また、市政ビジョンこそすべてに優先する判断基準である、という当然の原則を行政自身が信じておられないように感じる。</p> <p>○鎌倉山では、開発を極力抑えてほしい。</p> <p>○小規模開発による環境破壊、地震や土砂崩れによる危険性が高くなっているため、早急な対応が望まれる。</p>	<p>○鎌倉市緑の基本計画では、平成8年の当初計画の策定以来、市街化調整区域も含めて、保全すべき緑地を明らかにし、法制度の適用による緑地の確保に努めており、引き続き保全対象としている緑地の確保に努めます。</p> <p>○引き続き、緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、神奈川県風致地区条例、鎌倉市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、既存植生への配慮など、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進する方針を明らかにしています。</p> <p>○このたびの改訂では、緑の基本計画が実現途上にある計画であるとの認識のもと、計画の基本理念や緑の将来都市像等の基本的方針を継承しています。</p>
41	<p>○大小河川を網羅した台帳及び管理計画を早期につくる必要がある。</p> <p>○殿入川の実測値はあるのか。また、源流域をどう捉えたらいいのか。</p>	○緑の基本計画記載事項以外の意見ですが、河川管理者(鎌倉市河川課)に、意見の趣旨を申し伝えます。
42	○世界遺産登録に向けて保存管理計画を策定しているはずなので、地区の適用法令がどうなっているのか、緑の基本計画でも確認しておいていただきたい。	<p>○個別の取り組みと成果・実績は、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進)」に記載する方針です。</p> <p>○世界遺産登録の推進と関連する事業の展開を明記し、関連する取り組み等について説明を加えました。</p>
43	○歴史まちづくり法および世界遺産登録と関連づけて、世界遺産のコアの「周辺地域の法規制」のあり方を緑の基本計画に明記してもらいたい。	<p>○歴史的風致維持向上計画を、緑の基本計画の施策推進のための制度・事業として、その内容と方針を加えました。</p> <p>○世界遺産登録の推進と関連する事業の展開を明記し、関連する取り組み等について説明を加えました。</p>